（紛争等解決業務の実施状況の公表）
第117条　協会は、年２回以上、定期的に、紛争等解決業務の実施状況につき、その受付件数及び対応の状況などを取りまとめて公表しなければならない。
（外部評価の実施）
第118条　協会は、外部からの評価の機会を設け、その評価を踏まえて貸金業相談・紛争解決センターの運営改善に努めるものとする。
（紛争解決等業務に関する苦情）
第119条　貸金業相談・紛争解決センターは、その行う紛争解決等業務に関する苦情（以下「紛争解決等関連苦情」という。）を受け付けるため、貸金業相談・紛争解決センターの事務所に紛争解決等関連苦情の受付窓口を掲出するとともに、協会のウェブサイトにこれを公開する。
２　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決等関連苦情を受け付けた場合、速やかに対応する。
３　貸金業相談・紛争解決センターは、委員会に対して、紛争解決等関連苦情の内容及び対応の状況につき報告し、その意見を求めるものとする。
４　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決等関連苦情につき措置を講じた場合には、当該苦情及びこれに対する措置の概要を協会のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じ、当該苦情を申し出た者に対し連絡するものとする。
（他の相談機関等との連携）
第120条　協会は、以下に掲げる者との間で、定期的に情報若しくは意見の交換又は専門知識若しくは技術の交流を行うものとする。
⑴　指定紛争解決機関等
⑵　金融庁金融サービス利用者相談室
⑶　独立行政法人国民生活センター
⑷　消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第１項若しくは第２項の施設又は機関（但し、同法第10条第２項の施設又は機関にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に基づき政令で指定された市の設置するものに限る。）
⑸　公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
２　協会は、前項に掲げる者のほか、相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体又は民間事業者との間で適宜、情報の交換その他の交流を行うよう努めなければならない。
３　協会は、第１項に定めるところにより同項第１号に掲げる者との間で交流等を行う場合には、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する衆議院財務金融委員会平成21年４月22日及び参議院財政金融委員会平成21年６月16日の各附帯決議の趣旨を踏まえてこれを行うよう努めなければならない。
（規則の改正）
第121条　この規則の改正は、委員会の発議に基づく理事会の議決により行う。
附　則
（施行日）
第１条　この規則は、平成22年10月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、この規則の第２章の規定は、協会が貸金業法第41条の39第１項の規定による指定を受けた日から施行する。
（苦情処理及び相談に関する規則の廃止）
第２条　苦情処理及び相談に関する規則は、廃止する。
（経過措置）
第３条　この規則の施行前に、苦情処理及び相談に関する規則に基づき申立てられた苦情の申立て、協力の要請及び相談の申し出については、前条に定める施行日以降、この規則に基づき申立て等がなされたものとみなして、この規則を適用する。
第４条　協会との間でこの規則に定める手続実施基本契約を締結しようとする者は、協会が貸金業法第41条の39第１項の規定による指定を受けた後は、この規則の施行の日前においても、第32条に定めるところにより当該契約の申込みをすることができる。
附　則（平26. 1.27）
この改正は、平成26年１月27日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第19条、第24条、第120条を改正。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２２号
山形県南陽市三間通1223番地の４
債務者　安久津貞義
１　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市船越町３丁目54番地
債務者　山本　勇夫
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保龍太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０６号
兵庫県川西市萩原１丁目17―７　横田タウンハウスＡ号、住民票上の住所兵庫県西宮市神明町８番２―302号
債務者　藤田　昭孝
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前10時25分
５　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県尼崎市立花町３丁目33番10号エスペランサ立花Ⅱ303、前住所埼玉県川口市大字西新井宿28番地の26
債務者　大島　　清
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川口　丹子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５９１号
埼玉県川口市上青木３丁目９番18号　ハイツイリサワ201号
債務者　鈴木　伸也
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町小波瀬１丁目１番地26　レオパレス小波瀬206号
債務者　柿野亜由美
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　疋田　展大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
青森市大字三内字稲元42番地４　メゾン昴Ａ―203
債務者　村上　直人
１　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　真悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係